

# Weekly Report

第564号  
令和2年8月3日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」

改正民法（相続法）により、本年4月に「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」が新設されました。

### ◆最低6カ月の居住を保証する短期居住権

配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、被相続人の意思などに関係なく相続開始時から発生し、原則として遺産分割が決まるまでの間（最低でも6カ月間）、その建物を無償で使用できる権利です。

また、配偶者が相続放棄した場合や、遺言により配偶者以外の第三者が建物の所有権を取得した場合でも、所有権の取得者から短期居住権の消滅の申入れを受けた日から6カ月間は無償で建物に住み続けることができます。

### ◆原則、終身まで居住できる配偶者居住権

一方、配偶者居住権は、被相続人が所有する建物に居住していた配偶者が終身又は一定期間、その建物を無償で使用できる権利で、遺産分割協議や、被相続人の遺言などによって取得できます（被相続人と配偶者以外の者が共有してい

た建物は対象外）。

これは、相続財産である自宅の権利を居住権と所有権に分けて、配偶者が「配偶者居住権」を、配偶者以外の相続人が「居住権が設定された所有権」を取得できるようにしたものです。

配偶者居住権を取得した場合、その財産的価値相当額を相続したものとして扱われ、譲渡したり、所有者に無断で第三者に賃貸することはできないなどの制約がありますが、配偶者が自宅の所有権を取得する場合より低い評価額で居住権を確保できます。

なお、配偶者が亡くなった場合、配偶者居住権は消滅するため、相続税の課税は生じません。

## 3カ月の売上要件による家賃給付金の申請

申請の受付がスタートした「家賃支援給付金」は、本年5月～12月までの売上について、①いずれか1カ月が前年同月比50%以上減少、又は②連続する3カ月の合計が前年同期比30%以上減少していることが要件となっています。

②の要件における対象期間（連続する3カ月）は、「本年5月～7月」から選択できる期間が始まりません。それに伴い、5月～7月を対象期間として要件を満たす事業者の申請は、今月中旬（現時点では8月14日）から開始される予定です。

申請を行う方は、売上や賃貸借契約に関する書類などの必要書類を準備し、申請にあたっての注意点等を確認しておきましょう。

## 厚生年金における標準報酬月額の上限引上げ

これまで、厚生年金保険における標準月額の最高等級は第31級（62万円）でしたが、本年9月から上限が引上げられ、新たに第32級（65万円）が追加されます。

第32級の保険料は11万8950円（労使折半で5万9475円）となり、第31級から5490円（同2745円）の増額となります。

なお、新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主に対して、年金機構から「標準報酬改定通知書」が9月下旬以降に送付されます。